⑶　ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。

⑷　ヘッジ有効性評価の方法

債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。

３．取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクです。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクです。

ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間にＩＳＤＡマスター契約及びＣＳＡを締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。

４．取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁担当者の承認を得て行っております。

また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。

【重要な後発事象】

国庫納付について

平成27年度から平成29年度まで３年間に、総額6,000億円以内で、法附則第14条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させることとなり、平成28年度においては「平成28年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（平成28年総務省・財務省令第１号）に基づき、同準備金2,000億円を取り崩し、同額を国庫に納付しております。

勘定別情報（中間貸借対照表関係）

（平成28年９月30日現在）

（単位：百万円）

科　　目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	12,915,117	10,688,232		23,603,349
有価証券	99,000			99,000
現金預け金	1,111,260			1,111,260
金融商品等差入担保金	46,217			46,217
その他資産	4,064	6,372		10,436
有形固定資産	2,654			2,654
無形固定資産	1,501			1,501
一般勘定貸		724,616	△　724,616	
資産の部合計	14,179,814	11,419,221	△　724,616	24,874,418
負債の部				
債券	10,193,094	9,826,300		20,019,395
借入金	145,500			145,500
金融商品等受入担保金	39,799			39,799
その他負債	1,989	5,871		7,861
賞与引当金	56			56
役員賞与引当金	8			8
退職給付引当金	46			46
役員退職慰労引当金	15			15
地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
基本地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
管理勘定借	724,616		△　724,616	
特別法上の準備金等	1,980,000	1,533,382		3,513,382
金利変動準備金	1,980,000			1,980,000
公庫債権金利変動準備金		1,488,812		1,488,812
利差補てん積立金		44,570		44,570
負債の部合計	14,005,414	11,365,555	△　724,616	24,646,353
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	150,135			150,135
一般勘定積立金	137,900			137,900
一般勘定中間未処分利益	12,234			12,234
評価・換算差額等	7,662			7,662
管理勘定利益積立金		53,666		53,666
純資産の部合計	174,399	53,666		228,065
負債及び純資産の部合計	14,179,814	11,419,221	△　724,616	24,874,418

㈱１．一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第13条第１項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第３項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

２．一般勘定中間未処分利益

中間損益計算書において計上した一般勘定の「中間純利益」は、「一般勘定中間未処分利益」として計上しております。

３．一般勘定貸、管理勘定借

法附則第13条第４項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額です。